

催し

空き家対策セミナー・相談会を開催します



将来のために空き家対策を 考えてみませんか

問 住宅課 ☎537-5634

空き家になる可能性がある住宅の所有者や相続人を対象に、空き家にならないための対策やその活用方法などを学べるセミナーを開催します。参加は無料、定員は100人（予定）、申込みは電話で住宅課へ。また、建築士や宅地建物取引士、行政書士など専門家による無料相談会も同時開催します。

- 月日：2月18日(日)
- 場所：J:COM ホルトホール大分 201・202会議室

空家等相談会(事前申込不要)

- 時間：午前9時30分～正午、午後3時～4時

空き家対策セミナー(要事前予約)

- 時間：午後1時30分～2時30分
- 講師：大久保 恭子氏(「週刊住宅情報」元編集長)
- 演題：どうする親の家の空き家問題

催し

3月1日(木)～7日(水)は火災予防運動期間です



火の用心 ことばを形に 習慣に

問 消防局予防課 ☎532-3199

住宅用の火災警報器は、古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に交換しましょう。運動期間中は、一日消防局長による、火災予防PR活動や防災講演会を行います。

一日消防局長

- 日時：3月1日(木) 午前10時～正午
- 場所：大分駅府内中央口広場
- 一日消防局長：財前 真由美氏(フリーアナウンサー)

防災講演会 **無料**

- 日時：3月6日(火) 午後1時30分～3時
- 場所：コンパルホール1階 文化ホール
- 講師：原田 靖彦氏(大分地方気象台観測予報管理官)
- 演題：いのちを守るための防災気象情報
- 定員：500人(当日先着順)



財前 真由美氏

催し

男女共同参画 うめはるフェスタ



学んだり、体験したり 子どもから大人まで楽しめる2日間

問 男女共同参画センター(コンパルホール2階) ☎574-5577

誰もが審査員になれるフォト・川柳コンテストや輪投げ大会など、楽しみながら男女共同参画を学べます。また、スーパー主婦による「楽家事」の講演会を開催。定員は50人で、多数時は抽選、託児もあります。申込み・託児は電話で、2月23日(金)までに同センターへ。

特別講演会

- 日時：3月3日(土) 午後1時30分～3時10分
- 講師：山田 亮氏(家事ジャーナリスト)
- 演題：家事×人生の方程式



山田 亮氏

団体によるワークショップ

- 日時：3月3日(土) 午前10時～午後3時
おさなご発見U6広場、赤ちゃんとのふれあい、知ってほしい発達障害、特大カルタとり、かたり場カフェ、折り紙でカード作り
- 日時：3月4日(日) 午前9時30分～午後4時
ミニ針刺し作り、絵手紙、ふれあい囲碁、プレイバックシアター、笑いヨガ、認知症サポーター養成講座、暮らしとマネー相談会、傾聴セラピー、非常食体験
※時間、内容は団体によって異なります。詳しくは、お問い合わせください。

お知らせ

家庭ごみ有料化スタートから3年が経ちました



さらなるごみの減量と リサイクルを目指して

問 清掃管理課 ☎537-5703

市では、ごみの排出状況や市民意見などを踏まえ、制度の一部を見直し、4月から実施予定です。見直し内容など詳しくは、市ホームページまたはリサイクルおおいたでお知らせします。

- 指定ごみ袋の減免制度の対象を2歳未満の乳幼児から3歳未満へ引き上げ、配布枚数を250枚に増やします。
- ボランティア専用袋(青色)に10ℓサイズを追加し、支給枚数も1人1カ月につき10枚(団体は上限100枚)を増やします。
- 自治会の管理するごみステーションの設置・改修などへの補助限度額を引き上げます。



大分市国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ 高額療養費の支給対象となる人は 申請をお忘れなく

病院などの医療機関で支払った1カ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されますので申請してください。

申請は
2年
以内に

自己負担限度額は加入者の年齢や所得によって異なります

[]内の金額は、過去12カ月間に4カ月以上高額療養費の該当があった場合の4回目からの自己負担限度額

国民健康保険に加入している70歳未満の人

基礎控除後の合計所得(※1)区分	自己負担限度額(月額)
901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円]
600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円]
210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円]
210万円以下	57,600円 [44,400円]
市民税非課税(※2)	35,400円 [24,600円]

※1：同じ世帯の国民健康保険加入者の基礎控除後の所得合計
※2：国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税世帯の人

！ 計算上の注意点

- 医療機関ごとに計算します。1つの病院・診療所でも外来と入院は別に計算し、内科診療と歯科診療も別計算します。
- 一つの医療機関に支払った医療費(その医療機関で処方された調剤を含む)が21,000円以上ある場合のみ、それらを合算します。



計算の条件

- 月の1日から末日までを1カ月として計算。



- 保険診療分が対象。保険の適用がない入院時の食事代や差額ベッド代・日用品代、歯科の自由診療などは計算に含めません。

領収書

○代……××円
○代……××円
食事代……××円
差額ベッド代……××円

計算に
含めません

申請の方法

申請手続きに必要なものをそろえて、国保年金課(本庁舎1階9番窓口)、各支所、本神崎・一尺屋連絡所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、申請してください。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- 窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバーカードまたは通知カード(国民健康保険は世帯主および療養を受けた人、後期高齢者医療制度は本人のもの)
- 医療機関の領収証
※写しも可。確定申告で提出する人は事前に写しを取っておいください。
※後期高齢者医療制度加入者は不要。
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 世帯主または後期高齢者医療制度加入者本人名義の預金通帳(振込先の控えでも可)

問 国保年金課 ☎537-5735

申請期間

診療月の翌月の1日(診療月の翌月以降に支払った場合は、支払った日の翌日)から2年以内

支給時期

申請して3カ月後に支給。後期高齢者医療高額療養費の最初の支給は申請した月の翌月末、2度目以降の支給は診療月の3カ月後。※事情により遅れることがあります。

後期高齢者医療制度加入者で該当する人には通知書を送りますので、届いた人は申請してください。1度申請すれば、2度目以降の申請は不要です。申請後は、高額療養費に該当する月ごとに指定された口座に振り込まれます。